

「選択権付債券売買取引状況」の集計対象となる公社債（取引）の範囲

集計対象となる取引

会員（証券会社）及び特別会員（登録金融機関業務に係る取扱いのみ）の本店、支店、その他の営業所において、当月中に取り扱った選択権付債券売買取引（外貨建て債券を含みます）。

集計対象となる公社債

個人向け国債、新株予約権付社債を除くすべての公社債（外貨建債券を含みます）。

本資料は外貨建債券の取引が含まれる場合があるため、前月末売買残高に月中売買状況を加減した結果が当月末売買残高に一致しない場合があります。